平成２６年４月３０日

楽天株式会社への要請について

消費者庁は、平成 26 年４月 25 日、楽天株式会社（以下「楽天」という。）から、同社が運営する「楽天市場」と称するウェブサイト（以下「楽天市場」という。）において、楽天市場の出店店舗による不当な二重価格表示に同社の従業員が関与していたとの一部報道に対する楽天の調査結果及び再発防止策について報告を受けました。

楽天の調査報告によれば、具体的な違反行為は把握できなかったとのことですが、報告されているような提案を受け入れた出店店舗が実態のない架空の価格等を比較対照価格とした二重価格表示を行う場合には、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）における不当表示に該当するおそれがあることから、消費者庁は、平成 26 年４月 30 日、同社に対し、別紙のとおり、景品表示法違反とならないための必要な措置を講じるよう要請しました。

【本件に対する問合せ先】
消費者庁表示対策課　担当者：後藤、飯塚
電話：０３（３５０７）８８００（代表）
（内線：２４６２、２４６１）

別紙

消表対第２２７号
平成２６年４月３０日

楽天株式会社
代表取締役　三木谷　浩史　殿

消費者庁表示対策課長　片桐　一幸
（公印省略）

楽天市場における表示の適正化について

１　貴社が運営する「楽天市場」と称するウェブサイト（以下「楽天市場」という。）において、平成２６年３月２０日、楽天市場の出店店舗による不当な二重価格表示に貴社の従業員が関与していたとの報道を受け、貴社が実施した調査の結果及び再発防止策について、同年４月２５日に報告を受けたところ。

２　不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）は、事業者の販売価格について一般消費者に実際のもの又は競争事業者に係るものよりも著しく有利であると誤認される表示を不当表示として規制している。

二重価格表示は、事業者が自己の販売価格に当該販売価格よりも高い他の価格（以下「比較対象価格」という。）を併記して表示するものであり、その内容が適正な場合には、一般消費者の適正な商品選択と事業者間の価格競争の促進に資する面がある。

しかし、二重価格表示において、販売価格の安さを強調するために用いられた比較対象価格が架空のものであるなど、適正な表示が行われていない場合には、一般消費者に販売価格が安いとの誤認を与え、不当表示に該当するおそれがある。

貴社の調査報告によれば、具体的な違反行為は把握できなかったとのことであるが、報告されているような提案を受け入れた出店店舗が実態のない架空の価格等を比較対照価格とした二重価格表示を行う場合には、景品表示法における不当表示に該当するおそれがある。

３　ついては、貴社が実施することとした再発防止策である営業倫理委員会の新設及び監査体制の強化を着実に実施するとともに、貴社の役員及び従業員に対し、今般の調査結果について万全の周知徹底を図り、併せて景品表示法についての理解の深化及び遵守の徹底を図ること等により、不当な二重価格表示が行われないようにするなど、景品表示法違反とならないための必要な措置を講じることとされたい。